

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（令和 4 年 5 月）

- ・売春防止法の「補導処分」「保護更生」を廃止し、新法では「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確に規定
⇒「大阪府 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を令和 6 年 3 月に策定

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」公布（令和 5 年 6 月）

<主な改正点>

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

- ・不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）
- ・16 歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）
- ・公訴時効期間の延長（改正）
- ・聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

- ・性的姿態等撮影罪など（新設）
- ・性的姿態等の画像などの被写物の没収（新設）
- ・押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」公布（令和 7 年 12 月）

<主な改正点>

- ・紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等を規制対象行為に追加
- ・職権での警告を創設
- ・ストーカー行為等の相手方を雇用する者や当該相手方が就学する学校の長をストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に追加
- ・ストーカー行為等の相手方の当該違反行為が行われた時における住居の所在地を管轄する都道府県公安委員会等を禁止命令等の主体に追加

第 6 次男女共同参画基本計画（令和8年3月 13 日閣議決定）

▶第6分野ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

<主な取組>

- ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成するため、広報、啓発を推進
- ・各地域において性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進める
- ・被害者支援の一環として加害者プログラムを推進
- ・SNS 等を通じた性暴力を防止するため、インターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進

内閣府における最近の取組

▶「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）」

※旧「DV 被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」（令和 2 年～令和 4 年）

目的 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

対象 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費
国3/4（交付上限：1 民間団体当たり、一つの都道府県の管内で 1,000 万円）

▶加害者対応

【配偶者暴力防止法】

- ・加害者更生の指導方法等の調査研究の推進について、国・地方公共団体の努力義務を規定（第 25 条）
- ・令和 5 年 5 月に成立した改正 DV 防止法の附帯決議において、「国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムについて記載するよう努めること」とされた。
- ・令和 7 年 12 月に成立した改正DV防止法の附帯決議においても、「加害者プログラムについて、都道府県等に対する交付金を活用した実施を更に推し進めるとともに、地方公共団体、民間団体の関係者等への支援について、加害者へのプログラム参加義務付けを含めた検討を行うなど、全国的な実施の実現に向けた取組を加速すること」とされた。

【配偶者暴力防止法に基づく基本方針】

- ・「加害者プログラムの実施の推進等」について明記（令和 5 年 9 月）
- ・令和 2 年度から令和4年度の調査研究事業において加害者プログラムを試行的に実施し、令和5年5月、地方公共団体が実施する際の留意事項について「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布。

【調査研究】

- ・令和元年度：「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」報告書
 - －民間団体へのヒアリング調査及び海外文献調査を実施し、地域社会内における加害者更生プログラムに関する課題等の調査研究を進め、令和 2 年度以降の試行実施の基本的な考え方を整理
- ・令和 2 年度：「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業」報告書
 - －これまでの調査研究の結果を踏まえ、現行法制度の枠内で実施可能な DV 加害者プログラムの在り方や枠組みを整理
 - －自治体を実施主体として、地域の民間団体と連携し、試行的に DV 加害者プログラムを実施
- ・令和 3 年度：これまでの結果を踏まえ、DV 加害者プログラム試行の実施自治体を増やし、現行法制度の枠内における加害者対応の在り方について、更に検討
- ・令和 6 年度：「配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業」報告書
 - －地方公共団体における DV 加害者に関する事業・取組等の普及状況調査
 - －被害者支援の一環としての DV 加害者プログラムの普及に係る課題分析及び今後の検討事項整理